

住基ネット利用事務に係る特定個人情報保護評価の再実施について

1 概要

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（番号法）による社会保障・税番号制度の導入に伴い、滋賀県の住民基本台帳ネットワークシステムにおいて、個人番号（マイナンバー）をその内容に含む個人情報ファイル（特定個人情報ファイル）を保有していることから、特定個人情報保護評価の実施が義務付けられており、平成27年に特定個人情報保護評価（全項目評価）を実施し公表しているところである。

また、特定個人情報保護評価に関する規則第15条および特定個人情報保護評価指針第6の2（4）により、特定個人情報保護評価書の直近の公表日から5年を経過する前に評価の再実施を行うよう努めることとされている。

令和2年5月に「住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理および提供等に関する事務の特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」が、公表日から5年を迎えることとなるため、今般、評価の再実施を行う必要がある。

2 評価の実施手続

（1）基礎項目評価書の作成

① 実施日（作成日）

令和元年12月11日

② しきい値判断結果

住基ネット利用事務は、「しきい値」である「30万人以上」の特定個人情報を扱っていることから、基礎項目評価に加え、全項目評価の実施が義務付けられる。

（2）住民等からの意見募集

全項目評価書（案）について住民等からの意見を聴取

① 方法

県民政策コメント（パブリックコメント）に準じて実施

② 実施期間

令和2年1月7日から令和2年2月6日までの1ヶ月間

③ 主な意見

なし

（3）第三者点検

全項目評価書（案）について滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会に諮問

（4）個人情報保護委員会への提出・公表

全項目評価書を個人情報保護委員会に提出後、公表